

相続手続きの流れ

相続の一般的な手続きの流れをご案内します。相続人の確定や財産の状況、遺言の有無、遺産分割協議の不調など、状況に応じてそれぞれ必要な手続きが異なります。期限が設けられている手続きもあり、スムーズに手続きを行うことが重要です。お悩みの際は、お気軽にご相談ください。



相続開始日

/ /

| 項目 | 目安時期 | 確認 |
|--|---------------------|--------------------------|
| ① 戸籍謄本等を取得し、法定相続人を確定させる 戸籍謄本は、金融機関や法務局などの手続先に対して、相続人であることを明らかにするために必要となります（民法第887・889・890条）。 | / / 頃まで | <input type="checkbox"/> |
| ② 遺言書を確認する 遺言書がある場合は、家庭裁判所で「検認」の手続きを行った上で開封します。遺言書の保管者又は相続人は、被相続人の死亡を知った後、遅滞なく裁判所に検認の申立てを行います。 なお、公正証書による遺言や、法務局に保管されている自筆証書遺言について交付される「遺言書情報証明書」は、検認が不要です。 | / / 頃まで | <input type="checkbox"/> |
| ③ 遺産の内容・評価額の調査を行う 財産を引き継ぐか相続放棄をするかの判断や、相続人同士で遺産分割協議を行うためには、まず財産の内容の確認が必要です（民法第915条2項）。預貯金通帳・郵便物・権利書等を頼りに、どこにどんな財産がどのくらいあるか特定していきます。相続税の申告が必要な場合には、預貯金や証券口座に預託する金融資産の残高証明書を取得したり、不動産があれば固定資産税課税明細書や評価証明書等によりそれぞれの財産や数量等を把握しておきましょう。 | / / 頃まで | <input type="checkbox"/> |
| ④ 相続放棄・限定承認の手続き（相続する場合は不要） 相続放棄・限定承認を選択する場合、相続開始を知った日の翌日から 3ヶ月以内 に家庭裁判所で手続きを行います。相続するのであれば、この手続きは必要ありません。 | / / 期限 3ヶ月以内 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 準確定申告・納付を行う（必要な場合） 被相続人に一定額以上所得があれば、相続開始を知った日の翌日から 4ヶ月以内 に準確定申告を行います。準確定申告の要否が分からない場合は、当事務所にご相談ください。 | / / 期限 4ヶ月以内 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 根抵当権を変更する（必要な場合） 被相続人が債務者又は根抵当権者となって登記されている根抵当権を、相続人が引き続き利用したい場合には、 6ヶ月以内 に変更登記をします。6ヶ月を過ぎると元本が確定し、その後の債権債務は担保されなくなりますのでご注意ください。 | / / 期限 6ヶ月以内 | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 遺産分割協議を行う 遺産分割の目安は法定相続分（民法第900条）ですが、相続人全員が納得すれば法定相続分とは異なる分割でも有効です（民法第907条）。 | / / 頃まで | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 協議が成立したら遺産分割協議書を作成する 相続人全員で署名と実印を押印し、印鑑証明書を添付します。必ず作成しなければならないものではありませんが、後から協議内容に疑義が生じるのを防ぐためには、作成しておいた方が安心です。不動産の相続登記や相続税の申告があるときなど、手続きの内容によっては、遺産分割協議書が必要になる場合があります。 | / / 頃まで | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 名義変更・換価処分を行う 取引のあった金融機関や法務局に、払い出しや名義変更のための書類を提出することで、相続人への名義変更や換価処分が行われます。 ①の戸籍謄本、⑦の遺産分割協議書と印鑑証明書の他にも、各手続先で手続き依頼書などを記入しなければならないケースが多いため、事前に確認しておくとう良いでしょう。 | / / 頃まで | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 相続税の申告・納付を行う（必要な場合） 相続財産が一定額を超えるようであれば、相続開始を知った日の翌日から 10ヶ月以内 に相続税の申告、納付手続きをします。財産によって評価の方法が異なり、特例が使用できれば税額を抑えられるケースもありますので、申告の際は、当事務所にご相談ください。 | / / 期限 10ヶ月以内 | <input type="checkbox"/> |



相続開始後に必要な手続き

ここでは、相続で一般的に必要な手続きをご案内します。ご家族の状況・財産の内容・遺言の有無などによって、手続きは異なります。ご不安な点はお気軽にご相談ください。



相続開始日

/ /

| 項目 | 目安時期 | 確認 |
|--|-------------------------------|---------------------------------|
| <p>A 役所で行う手続</p> <p>住所地の市区町村役場で行う手続きです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡届の提出（死亡の事実を知った日から7日以内） ・健康保険被保険者証・障がい者手帳・印鑑登録手帳等の返納 ・葬祭費の請求 ・健康保険料や介護保険料等の精算 ・生命保険金の請求のための戸籍・住民票等の取得（後述D参照） <p>を行います。</p> <p>※その場で現金を収めたり、受け取ることはありません。</p> | <p>/ / 頃</p> <p>死亡届は7日以内</p> | <p><input type="checkbox"/></p> |
| <p>B 年金事務所で行う手続き</p> <p>受給していた年金の種類によっても異なりますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被相続人が受給していた年金を止める手続 ・未支給の年金をもらう手続き ・遺族年金をもらう手続き <p>などを、必要に応じて行います。</p> | <p>/ / 頃</p> | <p><input type="checkbox"/></p> |
| <p>C 公共料金の引き落とし口座の変更</p> <p>被相続人の銀行口座は、相続手続きを行い解約しなければなりません。被相続人名義の銀行口座から公共料金（電話、水道、電気、ガス等）を引き落とししている場合は、口座を変更する必要があります。変更には数ヶ月かかる場合もあります。変更前に口座が凍結されてしまった場合は、ご自宅に届く払込用紙にてお支払いください。</p> | <p>/ / 頃</p> | <p><input type="checkbox"/></p> |
| <p>D 生命保険会社への保険金請求</p> <p>被相続人や受取人の方の戸籍・住民票などの原本の提出が必要な場合があります。請求する生命保険会社に確認の上、「A 役所で行う手続」の際に戸籍等を必要通数分取得されるとよいでしょう。</p> <p><u>(MEMO) ご契約されている生命保険</u></p> | <p>/ / 頃</p> | <p><input type="checkbox"/></p> |
| <p>E 遺言書の検認(遺言書がある場合)</p> <p>遺言書がある場合、封印がある場合には、すぐに開封してはいけません。その前に、家庭裁判所で「検認」を行ってください。これは、遺言書の偽造・変造を防止するための手続きです。遺言書の保管者又は相続人は、被相続人の死亡を知った後、遅滞なく裁判所に検認の申立てを行います。検認の手続きの中で、裁判官が相続人等の立会いの上で遺言書を開封します。</p> <p>なお、公正証書による遺言や、法務局に保管されている自筆証書遺言について交付される「遺言書情報証明書」は、検認が不要です。</p> | <p>/ / 期限</p> <p>Fの手続きの前に</p> | <p><input type="checkbox"/></p> |



NPO 法人 えがおで相続を

お問合せお気軽に ☎03-6721-9925

| 項目 | 目安時期 | 確認 |
|--|----------------------------|--------------------------|
| F 相続の放棄・限定承認 被相続人が、財産だけでなく借金も多額に抱えているような場合には、その借金を承継しない手続きとして、家庭裁判所で相続放棄の手続きを取ることができます。この手続きを取ることにより、財産を相続しない代わりに借金を承継する義務も免除されます。 また、財産及び借金が不明瞭で、財産の額を超える借金を承継したくない場合には、家庭裁判所で限定承認の手続きを取ることができます。 これらの手続きは、原則として相続開始を知った日の翌日から 3ヶ月以内 に行わなければなりません。 | / / 期限 3ヶ月以内 | <input type="checkbox"/> |
| G 所得税の準確定申告 所得税の確定申告は、前年1月1日～12月31日の所得について、翌年3月15日が申告期限ですが、亡くなった方の確定申告（「準確定申告」といいます。）の場合は、その年1月1日～亡くなった日までの所得について、相続開始を知った日の翌日から 4ヶ月以内 に申告します。 | / / 期限 4ヶ月以内 | <input type="checkbox"/> |
| H 根抵当権の変更 被相続人が債務者又は根抵当権者となって登記されている根抵当権を、相続人が引き続き利用したい場合は、 6ヶ月以内 に変更登記をします。6ヶ月を過ぎると元本が確定し、債権債務は担保されなくなります。 | / / 期限 6ヶ月以内 | <input type="checkbox"/> |
| I 相続税の申告と納税 相続税の申告は、相続開始を知った日の翌日から 10ヶ月以内 に被相続人の住所地の税務署に申告書を提出しなければなりません。 申告書の提出と同時に、納税も 10ヶ月以内 に行わなければなりません。 | / / 期限 10ヶ月以内 | <input type="checkbox"/> |
| J 火災保険・地震保険の名義変更 | / / 頃 | <input type="checkbox"/> |
| K 自動車の名義変更 | / / 頃 | <input type="checkbox"/> |
| L 自動車保険の名義変更 | / / 頃 | <input type="checkbox"/> |
| M 携帯電話の解約 | / / 頃 | <input type="checkbox"/> |
| N クレジットカードの解約 | / / 頃 | <input type="checkbox"/> |
| O 土地建物の名義変更 <u>(MEMO) 所有されている土地建物</u> | / / 頃 | <input type="checkbox"/> |
| P 農地法・森林法の届出 <u>(MEMO) 所有されている農地・森林</u> | / / 頃 | <input type="checkbox"/> |
| Q 預貯金の解約又は名義変更 <u>(MEMO) 手続きを要する預貯金口座</u> | / / 頃 | <input type="checkbox"/> |



相続手続きのスケジュール

相続の一般的なスケジュールをご案内します。
相続放棄・限定承認、所得税の準確定申告、相続税の申告・納税には、期限が定められています。



| 相続開始日 | | |
|-------|---|---|
| 年 | 月 | 日 |

| | | 相続発生 | 2ヶ月 | 3ヶ月 | 4ヶ月 | 5ヶ月 | 6ヶ月 | …… | 10ヶ月 | 11ヶ月 | 12ヶ月 | 目安の時期 |
|--------------------------|--------------|------|-----|-----|--------|-----|-----|----|------|---------|------|---------|
| | | | 月頃 | 月頃 | 月頃 | 月頃 | 月頃 | | 月頃 | 月頃 | | |
| <input type="checkbox"/> | 相続人の確認 | → | | | | | | | | | | 月 頃までに |
| <input type="checkbox"/> | 遺言書の検認 | → | | | | | | | | | | 月 頃までに |
| <input type="checkbox"/> | 遺産調査 | → | | | | | | | | | | 月 頃までに |
| <input type="checkbox"/> | 財産評価 | → | | | | | | | | | | 月 頃までに |
| <input type="checkbox"/> | 財産目録の作成 | → | | | | | | | | | | 月 頃までに |
| <input type="checkbox"/> | 相続放棄・限定承認 | → | | | ★3ヶ月以内 | | | | | | | 年 月 日期限 |
| <input type="checkbox"/> | 所得税の準確定申告 | → | | | ★4ヶ月以内 | | | | | | | 年 月 日期限 |
| <input type="checkbox"/> | 根抵当権の変更 | → | | | ★6ヶ月以内 | | | | | | | 年 月 日期限 |
| <input type="checkbox"/> | 遺産分割協議 | → | | | | | → | | | | | 月 頃までに |
| <input type="checkbox"/> | 預貯金等の名義変更・解約 | → | | | | | → | | | | | 月 頃までに |
| <input type="checkbox"/> | 不動産の名義変更 | → | | | | | → | | | | | 月 頃までに |
| <input type="checkbox"/> | 相続税の申告・納税 | → | | | | | | → | | ★10ヶ月以内 | | 年 月 日期限 |

相続税額の早見表（平成27年1月1日相続～）

遺産額がどれだけで相続人が何人いる場合に、
どのくらいの相続税がかかるのか、
早見表をご用意いたしました。

（単位：万円）

| 遺産額 | 相続税 | 配偶者あり | | | 配偶者なし | | |
|---------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 子1人 | 子2人 | 子3人 | 子1人 | 子2人 | 子3人 |
| 4,000万円 | 総額 | 0 | 0 | 0 | 40 | 0 | 0 |
| | 軽減後* | 0 | 0 | 0 | | | |
| 5,000万円 | 総額 | 80 | 20 | 0 | 160 | 80 | 20 |
| | 軽減後* | 0 | 0 | 0 | | | |
| 7,000万円 | 総額 | 320 | 225 | 160 | 480 | 320 | 220 |
| | 軽減後* | 0 | 0 | 0 | | | |
| 9,000万円 | 総額 | 620 | 480 | 400 | 920 | 620 | 480 |
| | 軽減後* | 0 | 0 | 0 | | | |
| 1億円 | 総額 | 770 | 630 | 525 | 1,220 | 770 | 630 |
| | 軽減後* | 0 | 0 | 0 | | | |
| 1.5億円 | 総額 | 1,840 | 1,495 | 1,330 | 2,860 | 1,840 | 1,440 |
| | 軽減後* | 0 | 0 | 0 | | | |
| 2億円 | 総額 | 3,340 | 2,700 | 2,435 | 4,860 | 3,340 | 2,460 |
| | 軽減後* | 668 | 540 | 487 | | | |
| 3億円 | 総額 | 6,920 | 5,720 | 5,080 | 9,180 | 6,920 | 5,460 |
| | 軽減後* | 3,229 | 2,669 | 2,371 | | | |
| 5億円 | 総額 | 15,210 | 13,110 | 11,925 | 19,000 | 15,210 | 12,980 |
| | 軽減後* | 7,605 | 6,555 | 5,962 | | | |
| 7億円 | 総額 | 24,500 | 21,740 | 19,770 | 29,320 | 24,500 | 21,240 |
| | 軽減後* | 12,250 | 10,870 | 9,885 | | | |
| 9億円 | 総額 | 34,500 | 30,870 | 28,770 | 40,320 | 34,500 | 30,240 |
| | 軽減後* | 17,250 | 15,435 | 14,385 | | | |
| 10億円 | 総額 | 39,500 | 35,620 | 33,270 | 45,820 | 39,500 | 35,000 |
| | 軽減後* | 19,750 | 17,810 | 16,635 | | | |

※軽減後とは、相続税の配偶者控除を最大限適用した場合の相続税額の合計額を指す。